

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和元年 11 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900068号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年1月頃から昭和55年3月頃まで

私は、昭和51年1月頃から昭和55年3月頃まで、A社に正社員の長距離トラックの運転手として勤務していた。月額給与は30万円くらいだったと記憶しているが、給与に関する書類は何も保管しておらず、厚生年金保険料の控除の有無は不明である。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者が請求期間の一部においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することはできない旨回答している。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの具体的な陳述が得られず、請求者の同社における勤務実態及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が、A社において自身と同様にC県を拠点とし、同じ仕事内容だったとして姓のみを記憶している同僚について、当該姓と同一姓の者の厚生年金保険の被保険者記録は、請求期間においては確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険(厚年整理)番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900072号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900039号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の「A社」における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和25年1月1日から昭和35年7月3日までのうち24か月

私の父親(訂正請求記録の対象者)は、請求期間のうち約2年間、「B町」か「C町」に所在した「A社」という会社で8時から16時まで毎日勤務し、柄物(「なべなど」)の溶接の仕事に従事していたということを、父親から聞いたが、父親の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、訂正請求記録の対象者は、「B町」か「C町」に所在した「A社」という会社で勤務していたと主張しているが、請求者は、「A社」の表記等の詳細については不明であるとしていることから、請求対象事業所を特定できず、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、適用事業所検索システム及びオンライン記録の事業所名称検索によって調査した結果、名称が「A社」に類似する事業所については、請求期間において厚生年金保険の適用事業所として3つの事業所(D社、同社E工場及び同社F営業所)が確認できたが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、訂正請求記録の対象者の被保険者記録は確認できない。

また、上記3つの事業所のうち、現存しているE工場は、保管している資料（従業員名簿、厚生年金保険の被保険者資格取得届及び同資格喪失届）を調査したが、訂正請求記録の対象者の名前は確認できなかつたと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にD社及び同社E工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、34名を抽出し照会したところ、回答を得た22名は、いずれも訂正請求記録の対象者を知らない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者の氏名の読み方及び生年月日の違いによる検索を行ったが、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。